2026年11月11日

各　位

会　社　名：**日本乾溜工業株式会社**
代 表 者 名：代表取締役社長CEO
本店所在地　：福岡市東区馬出一丁目11番11号
（コード番号　1771 福証）
問 合 せ 先：　取締役CFO　濱　田　雄　幸
役職・氏名　　管理部門長
（TEL 092－632－1050）

商号の変更、決算期（事業年度の末日）の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、商号の変更、決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更について、2026年12月18日開催予定の第89期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．商号の変更について

（１）変更の理由

当社は、創業以来培ってきた技術と経験を基盤として事業領域を拡大し、現在では、交通安全施設工事をはじめとする建設事業に加え、防災用品、安全衛生保護具等を取り扱う防災安全事業を展開しております。

一方、現商号である「日本乾溜工業株式会社」は創業時のピッチコークス製造に由来するものですが、この祖業である化学品事業は2022年に事業譲渡いたしましたので、現在の当社の事業実態や将来目指す企業像を十分に表すものではなくなっており、従前より社名変更を検討してまいりました。

このような状況を踏まえ、これまでお客様やお取引先をはじめとする多くのステークホルダーの皆様に「カンリュウ」の呼称が親しまれていること、また、これまで培ってきた実績と信頼を継承するとともに、そのブランド価値をより一層高めるため、下記のとおり商号変更を実施いたします。

新たな商号のもと、建設及び防災安全事業分野における技術、ノウハウ、ネットワークをさらに発展・深化させ、社会や地域の安心・安全に幅広く貢献する「総合防災・減災企業」を目指してまいります。

（２）新商号

株式会社ＫＡＮＲＹＵ(英文表記：ＫＡＮＲＹＵ　ＣＯ.，ＬＴＤ)

（３）変更予定日

2027年４月１日

※本商号変更は、2026年12月18日開催予定の第89期定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認可決されることが条件となります。

２．決算期（事業年度末日）の変更について

（１）変更の理由

当社は、株式会社麻生を親会社とする麻生グループの一員となりました。親会社と決算期を合わせ、グループ一体となった経営情報の迅速な把握および連結決算の効率化、ひいては経営及び事業運営の効率化を図るため、当社の事業年度を、現在の毎年10月１日から翌年９月30日までから、毎年４月１日から翌年３月31日までへと変更いたします。

（２）決算期変更の内容

現　在：毎年９月30日

変更後：毎年３月31日

決算期変更の経過期間となる第90期事業年度につきましては、2026年10月１日から2027年３月31日までの６ヶ月間となる予定です。

（３）今後の見通し

決算期（事業年度の末日）の変更は、2026年12月18日開催予定の第89期定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認可決されることが条件となります。

３．定款一部変更について

（１）変更の理由

①商号の変更

前述のとおり、当社は商号を変更する予定でありますが、この変更に伴い、現行定款第１条を変更するものであります。

なお、この定款変更の効力発生日は、附則を設け2027年４月１日とし、効力発生日をもってこれを削除するものといたします。

②決算期（事業年度末日）の変更

前述のとおり、当社は事業年度を変更する予定でありますが、この変更に伴い、現行定款第49条を変更すると共に、変更の影響を受ける現行定款第14条（株主総会招集）及び第51条（中間配当金）も併せて変更するものであります。また、事業年度の変更に伴い第90期事業年度は、2026年10月１日から2027年３月31日までの６ヶ月間となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

③事業目的の変更

当社および当社グループの今後の多様な事業展開に備えるとともに、現在の事業・業態と事業目的の整合性を図るべく、従前より定款変更を検討してまいりました。現行定款第２条（目的）を別紙のとおり変更し事業目的の追加および削除を行うものであります。

④優先株式の廃止

当社は、令和８年７月に優先株式の消却を完了いたしました。これに伴い、当該優先株式に係る定款規定を廃止し、現行定款第６条（発行可能株式総数と種類）、第８条（単元株式数）を変更するとともに、優先株式および種類株主総会に関する規定（第13条から第13条の11、第20条の２および第20条の３）を削除するものであります。

⑤取締役の員数の変更

経営体制の強化のため、取締役の員数を現在の３名以上７名以内から３名以上８名以内に変更したく現行定款第21条（取締役の員数）を変更するものであります。

⑥その他、上記の各変更に伴う条数の繰り上げ等、所要の変更を実施するものであります。

（２）変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

（３）日程

定款変更を付議する定時株主総会開催日　　2026年12月18日

定款変更の効力発生日　　2026年12月18日

なお、商号変更の効力発生日、決算期（事業年度の末日）の変更の効力発生日は、（１）「変更の理由」内①、②にそれぞれ記載のとおりです。

以上

【別紙】

（下線は変更部分を示します。）

現　行	変更案
第１章　　総　　則	第１章　　総　　則
（商　　号） 第１条　当会社は、日本乾溜工業株式会社と称し、英文ではＮＩＰＰＯＮ ＫＡＮＲＹＵ ＩＮＤＵＳＴＲＹ ＣＯ．，ＬＴＤ．と表示する。	（商　　号） 第１条　当会社は、株式会社ＫＡＮＲＹＵと称し、英文ではＫＡＮＲＹＵ　ＣＯ．，ＬＴＤ．と表示する。
（目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．～13.　（条文省略） 14. 各種ゴム強化剤の製造、販売 15. タール製品の製造、販売 16. 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介 17. エクステリア用品・造園園芸用品の販売 （新設） 18. 前各号に附帯する一切の事業	（目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．～13.　（現行どおり） （削除） （削除） 14. 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介 15. エクステリア用品・造園園芸用品の販売 16. 建設・土木用機械器具等、防災関連用品のレンタル・リース事業 17. 前各号に附帯する一切の事業
第３条～第５条　（条文省略）	第３条～第５条　（現行どおり）
第 ２ 章　　株　　式	第 ２ 章　　株　　式
（発行可能株式総数と種類） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、20,000,000 株とし、このうち 18,000,000 株を普通株式、2,000,000 株を優先株式とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、18,000,000 株とする。
第７条　（条文省略）	第７条　（現行どおり）
（単元株式数） 第８条　当会社の単元株式数は、普通株式、優先株式それぞれにつき 100 株とする。 2. 株主は、１単元の普通株式につき１議決権を有し、優先株式については議決権を有しない。	（単元株式数） 第８条　当会社の単元株式数は、100 株とする。 ２．株主は、１単元につき１議決権を有する。
第９条～第 12 条　（条文省略）	第９条～第 12 条　（現行どおり）

（優先株式への期末配当金） 第 13 条　当会社は、第 50 条に定める剰余金の配当を行うときは、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株式を有する株主（以下優先株式を有する株主を「優先株主」という。）又は優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、当該事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、１事業年度につき優先株式１株あたり 50 円を上限として次項に定める方法により算定された額の剰余金の配当（以下「優先期末配当金」という。）を、分配可能額がある限り必ず支払う。 ただし、当該事業年度において、第 13 条の４に定める優先中間配当金を支払ったときは、上記金額から当該優先中間配当金の額を控除した額を優先期末配当金として支払う。 ２．優先期末配当金は、以下の算式に従い算定される額とする。ただし、優先期末配当金は、円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する。 優先期末配当金＝500 円×（日本円 TIBOR＋1.50%） この場合、「日本円 TIBOR」とは、毎年 10 月１日（以下「優先配当算出基準日」という。）午前 11 時現在における日本円６ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値をいい、上記算式においては、次回の優先配当算出基準日の前日までに各事業年度について適用される。 ただし、優先配当算出基準日が銀行休業日の場合は直前営業日を優先配当算出基準日とする。優先配当算出基準日に日本円 TIBOR が公表されない場合、同日（当日が	（削除）

銀行休業日の場合は直前営業日）午後３時を基準時刻とする東京ターム物リスク・フリー・レート６ヶ月物として株式会社QUICKベンチマークスによって公表される数値又はこれに準ずると認められるものを日本円TIBORに代えて用いるものとする。日本円TIBOR又はこれに代えて用いる数値は、％未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨五入する。	
（優先配当に関する非累積条項） 第13条の２　優先株式に対する優先期末配当金が、当該事業年度において第13条の優先期末配当金の額に達しない場合であっても、その差額は翌事業年度以降に累積しない。	（削除）
（優先配当に関する非参加条項） 第13条の３　優先株式に対しては、第13条に規定する優先期末配当金の額を超えては剰余金の配当を行わない。	（削除）
（優先株式への中間配当） 第13条の４　当会社は、第51条に定める剰余金の配当をするときは、毎年３月31日現在の株主名簿に記載又は記録された優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株式１株につき優先期末配当金の２分の１に相当する額の金銭（以下「優先中間配当金」という。）の配当を必ず行う。 ２．優先株式に対しては、前項の優先中間配当金の額を超えては中間配当を行わない。	（削除）
（優先株式への残余財産分配） 第13条の５　当会社は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株式１株につきその発行価額相当額までの金額を分配する。 ２．優先株式に対しては、前項の金額を超えては残余財産の分配を行わない。	（削除）
（優先株式の取得請求と金銭の交付） 第13条の６　優先株主は、平成21年10月１日以降、毎年１月１日から１月31日までの期間（以下「取得請求可能期間」という。）に	（削除）

おいて、当会社に対して、毎事業年度に、前事業年度における分配可能額の2分の1に相当する金額を上限として、優先株式1株を取得するのと引換えに、当該優先株式の発行価額に相当する金銭の交付を請求することができる。この請求があった場合、当会社は取得請求可能期間満了の日から1ヶ月以内に、金銭を交付する。 2．取得請求により交付すべき金銭の合計額が前事業年度における分配可能額の2分の1を超える場合、取得の順位は、取得請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。	
（優先株式の合意による取得・消却） 第13条の7　当会社は、いつでも法令の定めるところにしたがって優先株主との合意により、分配可能額を上限として、優先株式を有償で取得することができる。 2．当会社は、取得した優先株式を取締役会決議によって消却することができる。	（削除）
（優先株式の取得請求と普通株式の交付） 第13条の8　優先株主は、平成20年4月1日以降いつでも、当会社に対し、当該優先株式の取得を請求することができる。この場合、当会社は、当該優先株主又は優先登録株式質権者に対し、取得請求に係る優先株式の発行価額の総額を第13条の9に定める額（以下「基準価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、前記普通株式の数の算出にあたっては1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。	（削除）
（基準価額） 第13条の9　第13条の8の取得請求が平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に行われた場合、138円（以下「当初基準価額」という。）を基準価額とする。第13条の8の取得請求が平成21年4月1日以降に行われた場合については、毎年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の証券会員制法人福岡	（削除）

証券取引所の開設する市場における当会社の普通株式の普通取引の毎取引日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）を、同年４月１日より翌年３月 31 日までの１年間に取得請求する場合の基準価額とする。ただし、前記の平均値が、当初基準価額を超えたときは当初基準価額を、当初基準価額の 30％を下回ったときは当初基準価額の 30％を、基準価額とする。 （基準価額の調整） 第 13 条の 10 優先株式の発行後に、次に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「基準価額調整式」という。）により基準価額を調整する。 $$\frac{\text{調整後基準価額}}{\text{—}} = \frac{\text{調整前基準価額}}{\text{—}} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数＋新規発行普通株式数}}$$ 基準価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む） b　株式の分割により普通株式を発行する場合 c　基準価額調整式に使用する時価を下回る価額で普通株式への新株予約権を発行する場合又は基準価額調整式を使用する時価を下回る価額で普通株式を引換えとして交付する内容の取得請求権付株式を発行する場合 ２．前項ａからｃに掲げる場合の他、合併、資本の減少又は普通株式の併合などにより基準価額の調整を必要とする場合には、合併比率、資本の減少の割合、併合割合などに即して、取締役会が適当と判断する価額に変更する。 ３．基準価額調整式に使用する１株当たりの時価は、調整後基準価額を適用する日に先立つ	（削除）

45 取引日目に始まる 30 取引日の証券会員制法人福岡証券取引所の開設する市場における当会社の普通株式の普通取引の毎取引日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）とする。 4．基準価額調整式に使用する調整前基準価額は、調整後基準価額を適用する前日において有効な基準価額とし、また、基準価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は調整後基準価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。	
（優先株式併合・株式分割・株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等） 第 13 条の 11　当会社は、法令に定める場合を除き、優先株式については、株式の併合又は分割を行わず、また優先株主に対しては、株式無償割当てを行わない。 2.当会社は、優先株主に対しては募集株式又は募集新株予約権もしくは新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権無償割当てを行わない。	（削除）
第 3 章　株　主　総　会	第 3 章　株　主　総　会
（招集） 第 14 条　当会社の定時株主総会は、毎年 12 月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。 第 15 条～第 20 条　（条文省略）	（招集） 第 13 条　当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。 第 14 条～第 19 条　（現行どおり）
（種類株主総会への準用） 第 20 条の 2　第 12 条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。 2．第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 19 条及び第 20 条の規定は、当会社の種類株主総会について、これを準用する。	（削除）

3．第18条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第18条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。	
（種類株主総会） 第20条の3　法令に定める種類株主総会の承認事項及び次の事項については、種類株主総会の承認を要する。 剰余金の配当、中間配当、自己の株式の取得（優先株主による取得請求権の行使及び優先株主との合意による有償取得を含み、無償取得、会社法の規定に基づく株式取得請求権に応じた買取、会社法第234条第4項に基づく1株に満たない端数の買取及び同法第197条第3項に基づく所在不明株主の株式の買取は含まない。）、資本又は準備金の減少に伴う払い戻し（以下あわせて「剰余金の分配等」という。）の結果、最終の貸借対照表上の金額を基準として算定した純資産額が10億円を下回ることになる剰余金の分配等の決定。	（削除）
第 4 章　　取締役及び取締役会	第 4 章　　取締役及び取締役会
（取締役の員数） 第21条　当会社の取締役は、3名以上7名以内とする。	（取締役の員数） 第20条　当会社の取締役は、3名以上8名以内とする。
第22条～第33条　（条文省略）	第21条～第32条　（現行どおり）
第 5 章　　監査役及び監査役会	第 5 章　　監査役及び監査役会
第34条～第44条　（条文省略）	第33条～第43条　（現行どおり）
第 6 章　　会計監査人	第 6 章　　会計監査人
第45条～第48条　（条文省略）	第44条～第47条　（現行どおり）
第 7 章　　計　　算	第 7 章　　計　　算
（事業年度） 第49条　当会社の事業年度は、毎年10月1日か	（事業年度） 第48条　当会社の事業年度は、毎年4月1日か

ら翌年9月30日までとする。	ら翌年3月31日までとする。
第50条　（条文省略）	第49条　（現行どおり）
（中間配当金）	（中間配当金）
第51条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。	第50条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。
第52条　（条文省略）	第51条　（現行どおり）
（新設）	附則 （商号の変更に関する効力発生日） 第1条　第1条の変更は、令和9年4月1日をもってその効力を生じるものとする。 2．本条は、前項の効力発生日の経過後にこれを削除する。 （事業年度の変更に関する経過措置） 第2条　第48条にかかわらず、第90期の事業年度は、令和8年10月1日から令和9年3月31日までの6ヶ月間とする。 2．本条は、令和9年3月31日の経過後にこれを削除する。

以上